

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和6年10月4日

真岡市長 石坂 真一 様

氏名又は名称及び法人に 有限会社サーパス若井
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 若井 富江
住 所 宇都宮市宿郷三丁目16番3号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

かましん真岡亀山北店
真岡市下籠谷 4258 番 6

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

No.	小売業者名及び代表者名	住 所	主な販売品目	開店時刻	閉店時刻	面積	位置
1	株式会社かましん 代表取締役 若井 禎彦	芳賀郡茂木町 大字茂木5番地	食料品 日用雑貨	午前9時	午後10時	2,153m ²	図面No4
店舗面積合計						2,153m ²	

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年6月5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,153m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
図面No.4-1～4-3 全体配置図のとおり	78 台

※ 従業員用 42 台敷地内確保。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
図面No.4-1 全体配置図のとおり	40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
図面No.4 全体配置図のとおり	108m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容量
図面No.4 全体配置図のとおり	35m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時 ～ 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分 ～ 午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出 入 口 の 数	位 置
来客用3か所 荷さばき専用1か所	図面No.4 全体配置図のとおり
計 4か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

添付書類（目次）

凡例 □：図面以外の文書等（主として表形式）
◇：図面

1 店舗の概要に関する書類	頁
□ 届出概要	1～2
□ 指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況	3～12
◇ 店舗位置図（◇店舗周辺道路図）（図面No.1）	13
◇ 都市計画図の写し（図面No.2）	14
◇ 周辺見取図（図面No.3）	15
◇ 全体配置図（図面No.4）	16
◇ 内部配置図（図面No.5）	17
◇ 立面図（図面No.6）	18
◇ 求積図・求積表（図面No.7-1～7-2）	19～20
□ 面積表	21
□ 店舗（出店予定地）及び周辺の写真	22～23
◇ 写真撮影方向図（図面No.4）	16
2 交通関係	
◇(1) 駐車場の位置及び構造図（図面No.4）	16
◇(2) 店舗まで案内経路図（図面No.8）	24
◇(3) 店舗敷地内及び駐車場出入口周辺通行経路図（図面No.3）	15
□(4) 方面別来台数算出根拠	27～28
◇(5) 方面別来台数予測図（図面No.8）	24
□(6) 現状交通量調査結果	29～34
□(7) 現状交通量調査結果資料	35～46
◇(8) 駐輪場位置図（図面No.4）	16
3 騒音関係	
◇ 騒音予測・対策に関する図面（図面No.9）	47
◇(2) 遮音壁等防音・減音設備等詳細図面	
□ 荷さばき施設における商品搬入車の来台数及び 荷さばきを行う時間帯	48
□ 騒音予測結果表	49～65
□ 騒音予測調査資料	66～69
4 その他	
□ 関係機関との協議結果	70～78
□ 登記簿謄本（または個人にあっては住民票）	

届 出 概 要 (新設)

1 届出者等

届出者	名称・代表者	有限会社サーパース若井 代表取締役 若井 富江
	住所	宇都宮市宿郷三丁目 16 番 3 号
届出区分		新設 (法第5条第1項)
届出日		令和6年10月4日
新設日		令和7年6月5日
店舗名称		かましん真岡亀山北店
店舗所在地		真岡市下籠谷 4258 番 6
小売業者の氏名又は名称及び住所		株式会社かましん 代表取締役 若井 禎彦 芳賀郡茂木町大字茂木 5 番地

2 届出事項の概要

届 出 事 項		内 容
店舗面積合計		2,153㎡
施 設 配 置	駐車台数	78台 (従業員用敷地内42台確保)
	駐輪台数	40台
	荷さばき施設面積	108㎡
	廃棄物等保管施設容量	35㎡
運 営 方 法	開店時刻	午前 9時
	閉店時刻	午後 10時
	来客駐車場利用可能時間帯	午前8時30分～午後10時30分
	駐車場出入口数	4か所 (荷さばき専用1か所含む)
荷さばき可能時間帯		午前6時～午後10時

(※ 位置は図面No.4 全体配置図のとおり。)

3 出店地・建物の概要

出店 地 の 状 況	用途地域	第一種住居地域
	敷地面積	8,070.56㎡
建 物 の 状 況	所有形態	一部自己所有
	店舗業態	食品スーパー
	延床面積	2,993 ㎡
	併設施設の面積	—
併設施設面積の店舗面積に対する割合		—

大規模小売店舗において小売業を行う者の一覧

No	小売業者名及び 代表者名	住所	主な 販売品目	開店時刻	閉店時刻	面積(m ²)	備考
1	株式会社かましん 代表取締役 若井 禎彦	芳賀郡茂木町大 字茂木 5 番地	食料品 日用雑貨	午前 9 時	午後 10 時	2,153 m ²	-
店舗面積合計						2,153 m ²	

指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 駐車場の必要台数の確保

届出駐車台数 78台 (別途 従業員用42台敷地内確保)
必要駐車台数 77台

①小売店舗の必要駐車台数

◇ 指針による算出根拠

店舗面積	2.153 千 m ²
店舗業態	食品スーパー
人口	10 万人未満
地区	その他地区
駅からの距離	500m以上

計算式

項 目	届出値	指針値	算 出 根 拠
必要駐車台数	78台	77台	$A \times \alpha \times S \times B \times C \div D \times E$
S : 店舗面積 (千m ²)		2.153	
A : 日來客原単位 (人/千m ²)		1,035	1,100-30S
α : 補正係数		1.0	
B : ピーク率 (%)		14.4	
C : 自動車分担率 (%)		90	
D : 平均乗車人員 (人/台)		1.50	
E : 平均駐車時間係数		0.398	$(30 + 5.5S) \div 105$

(係数や計算式は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する栃木県基準を参照)

(2) 駐車場の位置及び構造等

項 目	対 応 策
効率的な駐車場形式の選択及び出入口の数、位置	<ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな入庫ができるよう平面駐車場とします。 ・ピーク時に入庫待ち渋滞が発生しないよう、来客用の出入口を3か所設置します。 ・駐車場出入口は、道路の交通安全、渋滞対策を考慮し、交差点から十分離れた位置とします。 ・来客車両出入口と搬入車両出入口は分離します。 ・駐車場法に基づく構造・設備基準に沿ったものとします。 ・店舗の影響により周辺交通に影響が生じた場合には、関係機関と協議の上、適切な対策を検討します。

駐車待ちスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入庫車両が駐車柵を探して減速、一時停止しても後続車両が道路にはみ出さないよう、十分な引き込みを確保します。
駐車場の分散確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の分散確保はしませんが、指針に対して十分な駐車場台数を確保します。
駐車場出入口における交通整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ セール時等の繁忙期には必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置し、円滑で安全な誘導を行います。

(3) 駐輪場の確保等

届出駐輪台数 40台
位置は図面No.4全体配置図のとおり。

(4) 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪駐車場は来客自動車駐車場を併用しますが、来客自動車駐車場は指針による必要駐車台数を超える駐車台数を確保しております。

(5) 荷さばき施設の整備等

項 目	対 応 策
荷さばき車両駐車スペース、荷さばき作業場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な荷さばき場所を確保し、路上での荷さばきはしません。 ・ 処理能力は表1のとおり。
搬出入車両出入口の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道46号線側に専用出入口を設けます。
計画的な搬出入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音問題を考慮し、夜間時間帯での荷さばきは実施しません。 ・ 計画的な搬入計画により、時間待ち車両が路上待機することで周辺の交通を阻害することがないようにします。 ・ 搬入計画は表2のとおり。 ・ 廃棄物等の収集についても、荷さばき作業同様に計画的に行います。収集計画は表2のとおり。

[表 1]

位置	荷さばき時間帯 (ピーク)	搬出入車両台数/日 (ピーク)	駐車 スペース	荷さばき 処理時間	処理能力
荷1	6:00~22:00 (7:00~8:00)	24台/日 (5台/時)	2t, 4t 兼用 2台	4t 20分 2t 15分	4t 6台/h 2t 8台/h

[表 2] 時間帯別車種別荷さばき等計画

荷さばき時間帯	荷さばき施設 1			廃棄物等
	2 t	4 t	計	
6:00~7:00	2	2	4	0
7:00~8:00	2	3	5	0
8:00~9:00	2	2	4	0
9:00~10:00	2	2	4	1
10:00~11:00	2	0	2	0
11:00~12:00	2	0	2	1
12:00~13:00	0	0	0	0
13:00~14:00	1	1	2	0
14:00~15:00	0	0	0	0
15:00~16:00	0	0	0	0
16:00~17:00	0	0	0	0
17:00~18:00	0	0	0	0
18:00~19:00	0	0	0	0
19:00~20:00	0	0	0	0
20:00~21:00	0	0	0	0
21:00~22:00	0	1	1	0
合計	13	11	24	2

(6) 経路の設定等

事 項	対 応 策
来退店経路の設定、 交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗周辺道路に与える影響の最も小さい自動車経路を選び、チラシ、案内看板、店舗内貼り紙により来客への周知を行います。 ・繁忙期には、駐車場出入口に交通整理員を配置します。
生活道路等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・県道46号主要地方道宇都宮真岡線、市道3-4-308亀山八木岡線を主要な経路とし、生活道路には誘導しません。また、各出入口には必要に応じて交通整理員を配置し、安全対策に努めます。
入出庫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口には、「止まれ」の路面表示を行い安全対策に努めます。 ・来客車両用と搬入車両用の出入口を分離します。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両の経路設定等 ・交通事故防止対策
	<ul style="list-style-type: none"> ・県道46号主要地方道宇都宮真岡線、市道3-4-308亀山八木岡線を主要な経路とし、生活道路には誘導しません。 ・繁忙期等必要に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置します。 ・駐車場出入口に一時停止の路面表示をします。

(7) 主要交差点の交差点需要率

① 予測結果

休日

交差点需要率	交差点番号	
	No.1	No.2
開発前 a	0.234	0.249
開発後 b	0.297	0.296
差引 b-a	0.063	0.047

平日

交差点需要率	交差点番号	
	No.1	No.2
開発前 a	0.279	0.395
開発後 b	0.325	0.443
差引 b-a	0.046	0.048

② 評価

いずれの交差点においても、開発後の交差点需要率が、通常渋滞が発生しないとされる0.9を下回っており、本開発による周辺環境への影響は軽微であると判断されます。

2 歩行者の通行の利便の確保等

事 項	対 応 策
店舗出入口、敷地内通路の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場出入口に一時停止の路面表示をします。 ・ 敷地の周囲を縁石で囲い、駐車場出入口以外から歩道に出入りできないようにします。
荷さばき施設の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき車両用の出入口は来客車両用と分離します。
夜間歩行者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間歩行者の交通安全や防犯に考慮し、駐車場内に照明灯を設置します。

3 騒音の発生に係る事項

(1) 騒音問題に対応するための対応策

事 項	対 応 策
一般的対策	
騒音源の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調室外機や荷さばき場所等の騒音源は住居等から可能な限り離れた位置に設置します。
遮音壁の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音壁の設置はありません。
低騒音機器の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り低騒音機器を選択します。
営業活動に伴う騒音対策	
荷さばき作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間荷さばきは実施しません。 ・ 荷さばき作業時は、アイドリングストップとするとともに、丁寧な作業により騒音を極力抑えます。
営業宣伝活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ BGMは店舗内のみとし、屋外放送はしません。
付帯設備等	
冷却塔、室外機等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調室外機等は、住居等から可能な限り離れた位置に設置します。
給排気口等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気口は住居等から可能な限り離れた位置に設置します。
駐車場	
配置・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差の少ない平面駐車場とします。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業終了後、出入口はバリカチェーン、ロープ等により閉鎖し車両等の進入を禁止し、外部のものによる騒音を発生させないようにします。 ・ 店内掲示等により、不要なアイドリングを行わないよう注意喚起します。
廃棄物等収集作業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝、夜間は、廃棄物等収集作業を実施しません。 ・ 収集計画は「表2時間帯別車種別荷さばき等計画」のとおり。
営業時間外の敷地内侵入者防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業終了後、出入口はバリカチェーン、ロープ等により閉鎖し車両等の進入を禁止し、外部のものによる騒音を発生させないようにします。

(2) 騒音の予測評価

① 時間区分の指定状況

昼 間	夜 間
6:00～22:00	22:00～6:00

② 騒音の総合的予測結果

(単位：dB)

種別 時間区分	地域 類型	環境 基準 (L_{Aeq})	予測地点のデータ		
			予測 地点	等価騒音 レベル (L_{Aeq})	主音源
昼 間	B	55	No.1	40	定常騒音 38.1
	C	60	No.2	44	定常騒音 42.3
	B	55	No.3	52	定常騒音 52.0
			No.4	49	定常騒音 46.1
			No.5	36	定常騒音 34.1
			No.6	43	来客自動車走行音 40.1
夜 間	B	45	No.1	32	定常騒音 32.1
	C	50	No.2	37	定常騒音 37.3
	B	45	No.3	43	定常騒音 42.9
			No.4	40	定常騒音 38.9
			No.5	28	定常騒音 28.1
			No.6	35	定常騒音 33.1

③ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

(単位：dB)

種別 時間区分	区域 区分	騒音 規制法 規制 基準	予測地点でのデータ				保全対象側 のデータ	
			予測 地点	騒音 レベル 最大値 (L_{Amax})	音 源	継続時間 (台数)	予測 地点	騒音 レベル 最大値 (L_{Amax})
夜間	第2種 区域	45	A	54	来客自動車走行	52台	No.1	43
				27	定常騒音	1800秒		
			B	37	来客自動車走行	52台	No.3	45
				43	定常騒音	1800秒		
			C	42	来客自動車走行	52台	No.4	58
				56	定常騒音	1800秒		
			D	59	来客自動車走行	52台	No.5	37
				36	定常騒音	1800秒		
			E	82	来客自動車走行	52台	No.6	50
				27	定常騒音	1800秒		
			F	55	来客自動車走行	52台		
				29	定常騒音	1800秒		

※来客自動車走行音＝駐車場内速度 20km/h と想定。

④ 評価

イ 騒音の総合的予測結果

騒音の総合的予測結果では、環境基準を満足しており、周辺環境への影響は軽微であると判断されます。

ロ 夜間に発生する騒音ごとの予測結果

予測結果は、来客車両走行音によって、A、D、E、F 地点で評価基準を満足しない結果となり、定常騒音によって、C 地点で評価基準を満足しない結果となりました。このうち、保全対象側では、自動車走行音によってNo.4 とNo.6 で基準を満足しない結果となりました。

「大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について」（平成 21 年 7 月 27 日栃木県産業労働観光部経営支援課）によると、自動車走行音については、規制基準が 45dB の場合、140 台以下であれば騒音レベルが規制基準を超える時間が 24 分以内となり、夜間 8 時間（22:00～翌 6:00）の 5% 以内となることから規制基準を満たすものとされています。

本計画で予定されている夜間走行台数は合計 52 台と想定されるため、規制基準を満足していると考えられます。（夜間台数の詳細は、騒音資料に示す。）

このことから、本計画による影響は軽微であると考えられますが、店舗の開店後は周辺環境への騒音の低減を図るため、アイドリングストップ、低速走行の掲示を行うとともに、店舗の運営に関して周辺住民から苦情・問い合わせ等があった場合は誠意をもって対応することとします。

4 廃棄物に係る事項等

(1) 廃棄物等の保管について

① 保管のための施設容量の確保

届出施設容量	35m ³
指針による必要容量	19m ³

◇ 指針による算出根拠 [S: 店舗面積 2.153千m²]

種別	店舗面積		排出量	排出量	平均保管 日数	見かけ 比重	保管容量 (m ³)
			原単位	予測量			
				A	B	C	A*B/C
紙製廃棄物等	≦6.0	2.153	0.208	0.447824	2	0.10	8.96
	6.0<	—	0.011	—	—		—
金属製廃棄物等	≦6.0	2.153	0.007	0.015071	2	0.10	0.30
	6.0<	—	0.003	—	—		—
ガラス製廃棄物等	≦6.0	2.153	0.006	0.012918	2	0.10	0.26
	6.0<	—	0.002	—	—		—
プラスチック製廃棄物等	≦6.0	2.153	0.020	0.04306	2	0.01	8.61
	6.0<	—	0.003	—	—		—
生ごみ等	≦6.0	2.153	0.169	0.363857	1	0.55	0.66
	6.0<	—	0.020	—	—		—
その他の可燃性廃棄物等		2.153	0.054	0.116262	2	0.38	0.61
合計							19.40

② 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等

事 項	対 応 策
位置、構造	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に悪臭を飛散させないよう建物内部に保管施設を設置します。 ・廃棄物収集運搬車への積み込みは、周辺への騒音等の影響を軽減するよう昼間に行います。
生ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺への悪臭の飛散を防止するため、生ごみは密閉容器に入れ、専用の部屋に保管します。

(2) 廃棄物等の処理について

事 項	対 応 策
敷地外処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設の容量を超えないよう、定期的に専門業者に委託して適正処理します。 ・売場、バックヤードのごみ箱から廃棄物等が溢れ出て散乱することのないよう、定期的にごみ箱の見回りを行い、必要に応じて廃棄物等を保管施設内に移動します。 ・周辺への騒音の影響を軽減するよう、早朝、夜間の廃棄物の収集は実施しません。
運搬予定業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者に運搬及び処理業者への引き渡しを依頼します。
敷地内処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の敷地内処理は行わないが、廃棄物等保管施設の容量を超えないよう、定期的に専門業者に委託して適正処理します。
関係者への指示	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内の関係者、廃棄物の収集運搬業者に適正処理を徹底します。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事 項	対 応 策
廃棄物の減量化、リサイクル活動	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルを推進するため、廃棄物の分別を徹底します。 ・トレー減量化のため惣菜、生鮮食料品の計り売りを推進します。 ・風除室にトレー、ペットボトル、牛乳パック回収ボックスを設置します。 ・回収したトレーや店舗から発生する紙類廃棄物等はリサイクル業者に引き渡し処理を依頼します。

(4) 総菜加工場所等の対策

事 項	対 応 策
換気扇、排気口等の悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> ・総菜加工場所の換気扇及び排気口等は、住居からなるべく離れた位置に設置します。 ・食品加工作業に伴い発生する汚水は浄化してから排水します。
食品加工場、関連施設の清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・床、機器は毎日清掃します。

5 街並みづくり等への配慮

事 項	対 応 策
災害時の協力	・災害時には、避難場所として駐車場を提供し、生活物資、医薬品を店舗の商品から供給します。
夜間の防犯、青少年の非行防止対策	<p>1 駐車場における対策 夜間、駐車場の死角をなくすため、従業員等による巡回を行う。営業時間終了後は、駐車場出入口をバリカチェーン、ロープ等により閉鎖します。</p> <p>2 店舗内部における対策 死角をなくすため、店舗出入口付近に、見通しを妨げる物を積上げたり、シール等を貼付しないようにします。また、従業員や警備員による巡回を実施します。</p> <p>3 防犯体制全般 防犯責任者を設置するとともに、従業員や警備員による巡回を実施します。</p> <p>4 青少年の健全育成 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等必要な措置を行い20歳未満に販売しないようにします。 雑誌を販売する場合は有害図書類に留意し、有害図書類を扱う場合は、栃木県青少年健全育成条例に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年に販売しないようにします。 また、陳列箇所有害図書類を青少年に販売できない旨の掲示をします。</p>
街並みづくり等への配慮	
景観条例等	・建築基準法、真岡市景観条例、栃木県屋外広告物条例。
建物の色	・景観を壊さないよう、周囲と調和を取ります。
建物の高さ	・規定の範囲内とします。
看板	・条例に適合した大きさとします。
照明に関する配慮	
方向	・照明光が周辺の住居内に射し込まない角度とします。
強さ	・強度の照明は使用せず、安全確保に必要な程度の明るさとします。
時間	・駐車場利用時間終了後は消灯します。

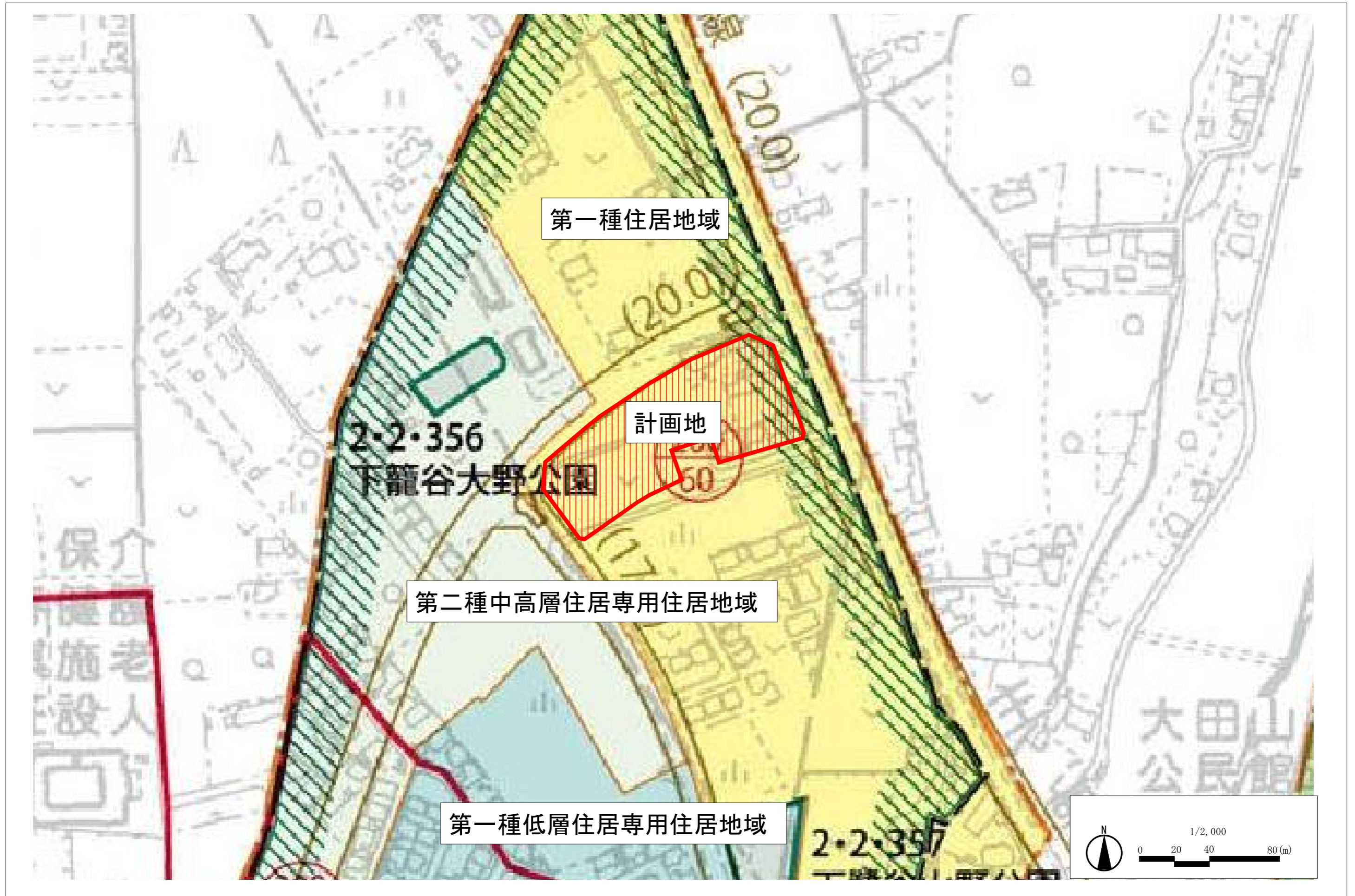
6 地域貢献への対応

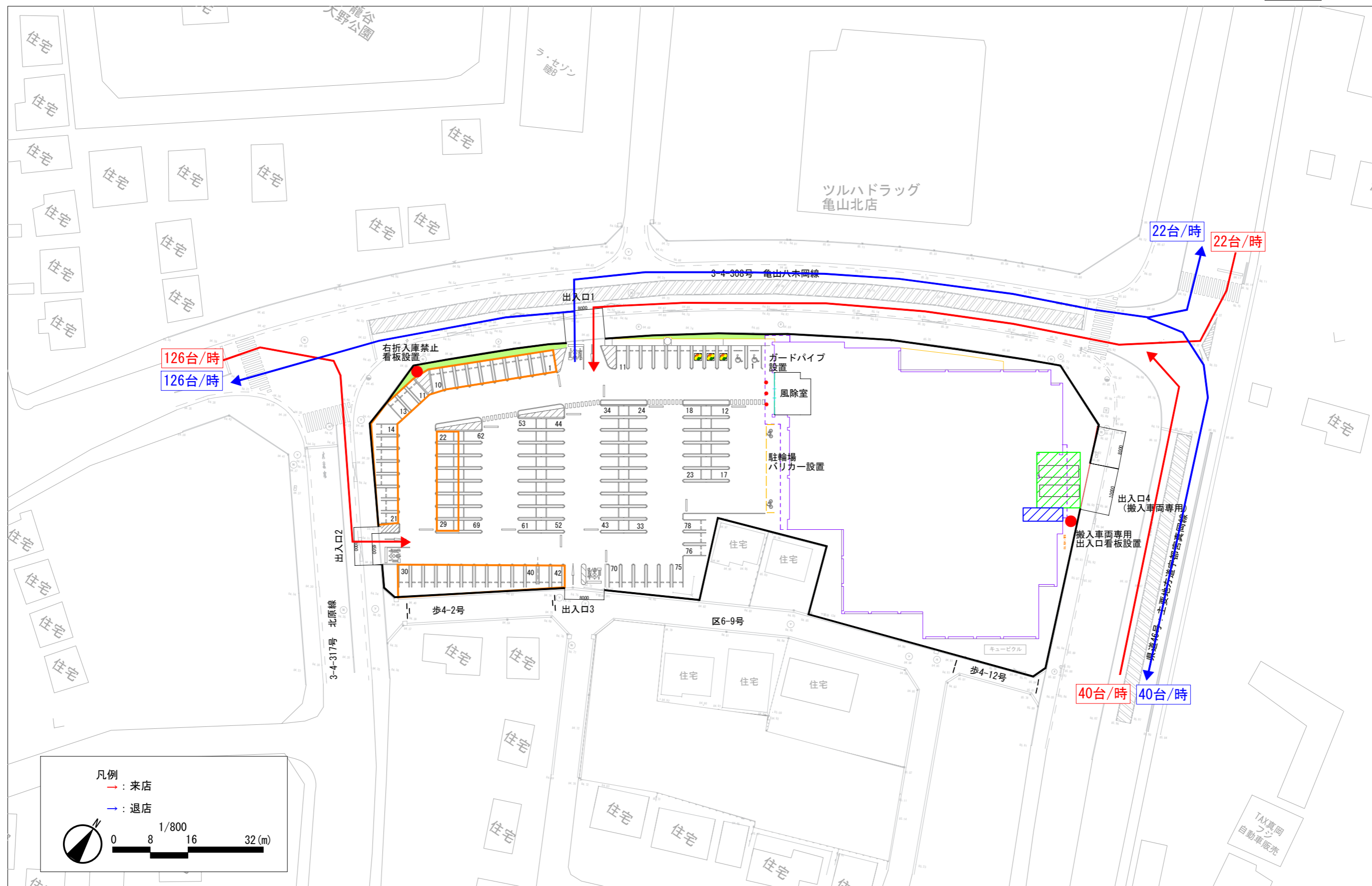
項目	対応策
地域経済団体等の活動への積極的な協力	地方自治体等主催の地域商業活性化等のための意見交換等の場に参加を求められた場合には、支障のない限り積極的に協力します。
地域の防災・防犯への対応	防犯・防災に係る商店街等一体となった取り組みに積極的に協力します。
退店時における早期の情報提供	退店時には退店に関する情報を可能な限り早い時期に開示します。
その他	その他必要と考えられる事案について適切に対応します。

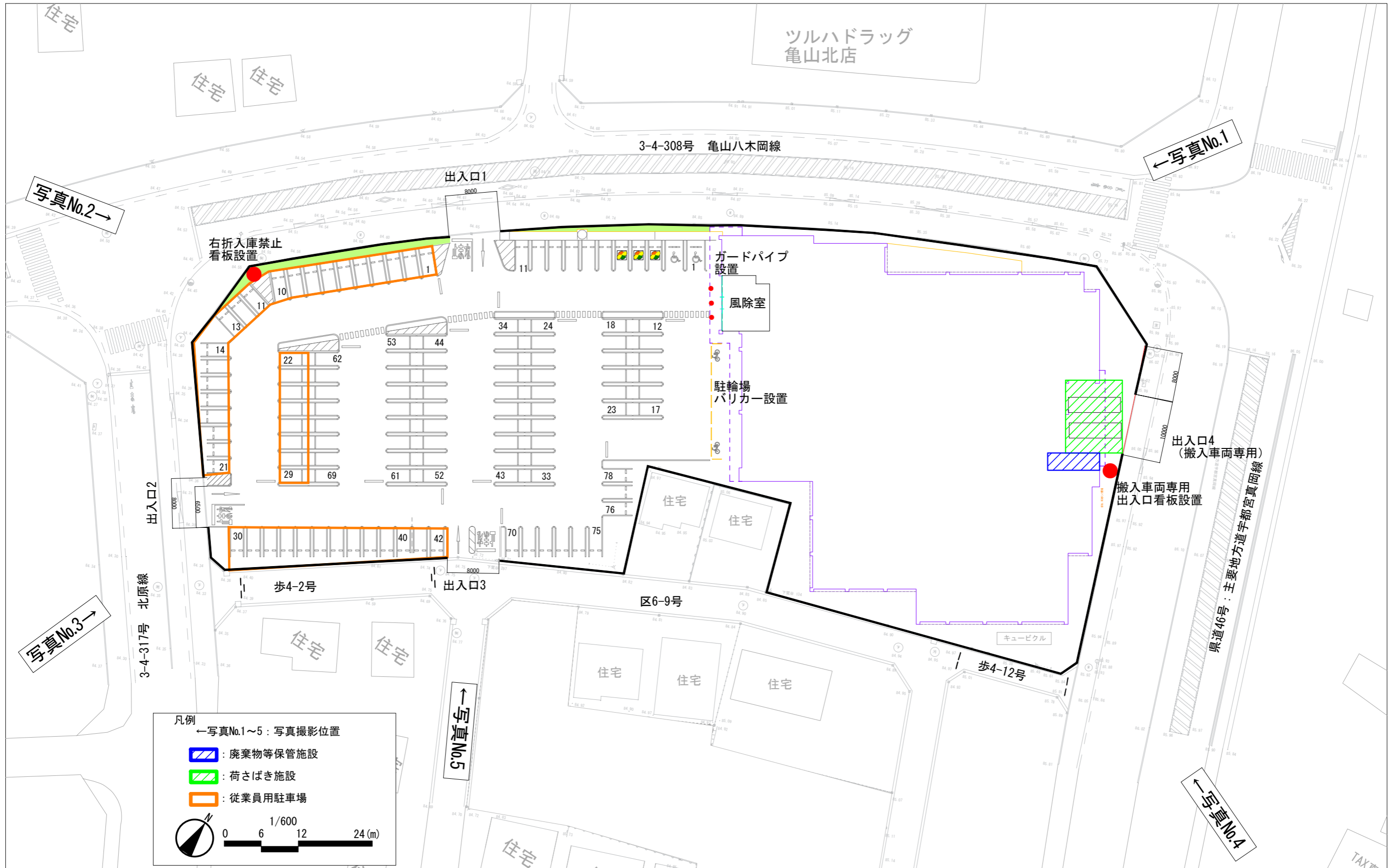
7 その他特記事項

店舗に関する施設の配置、運営方法について周辺住民等から苦情、問い合わせ等あった場合は、誠意を持って対応します。

公的行事、地域の催し物等が実施される際には、場所の提供等、可能な範囲で協力を行います。





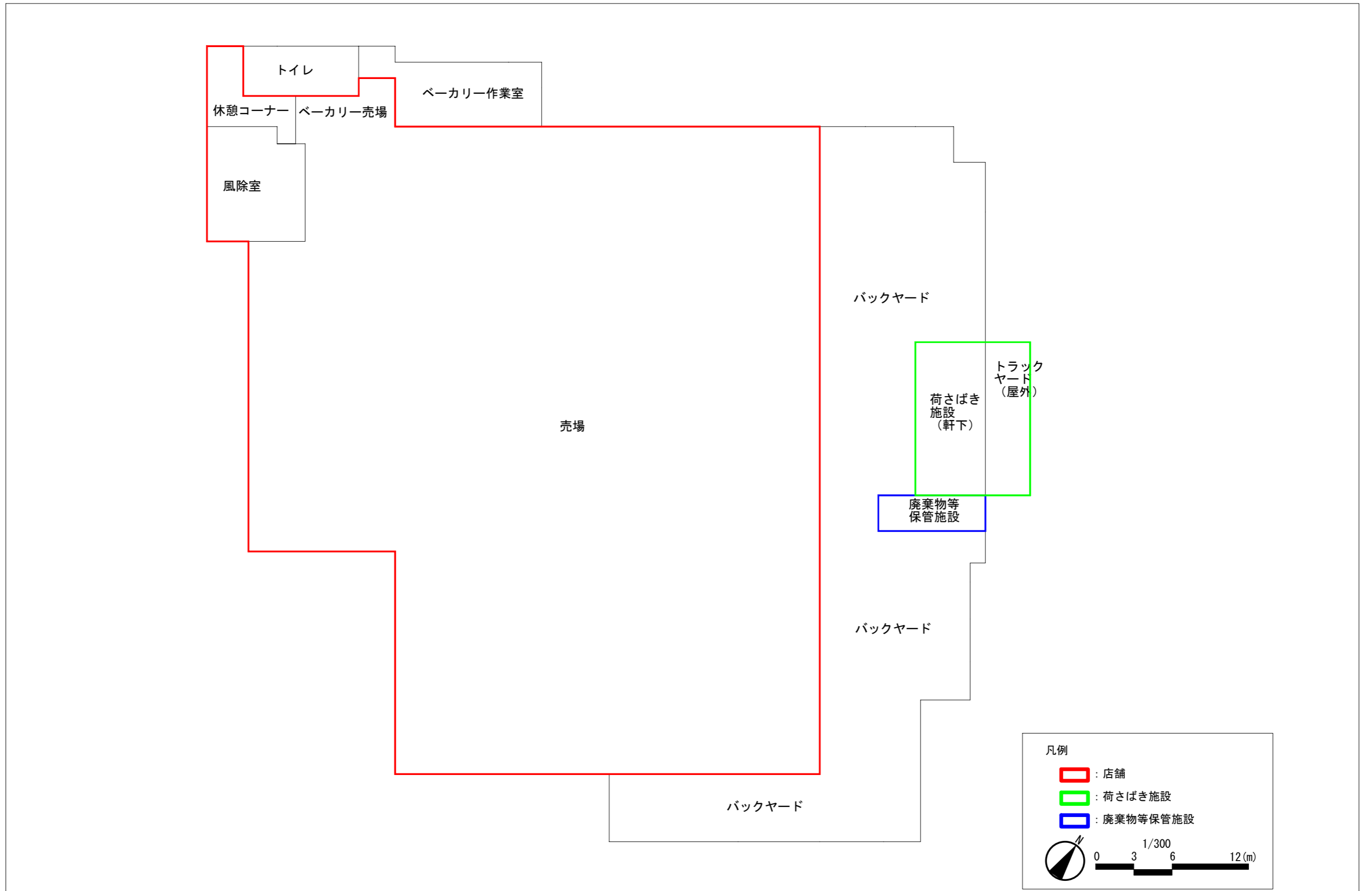


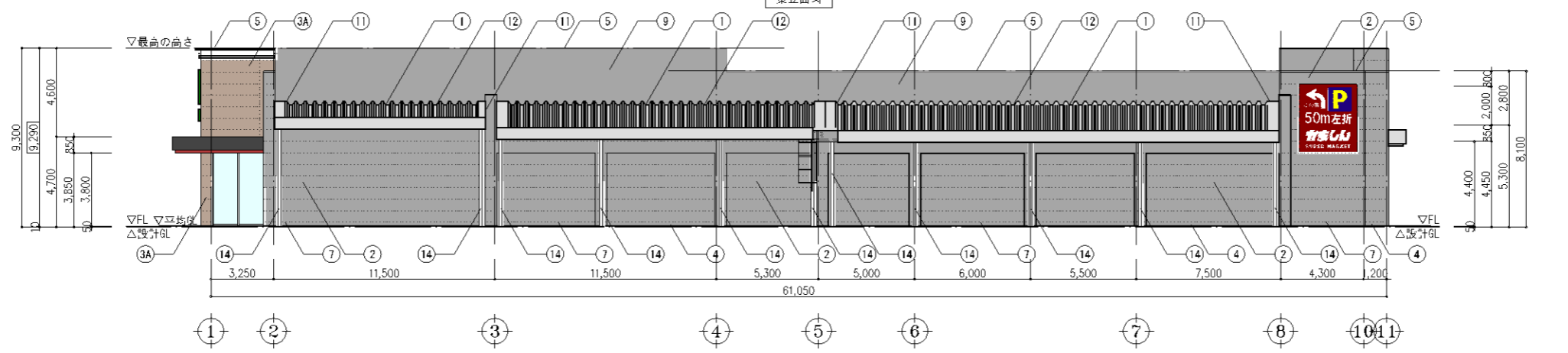
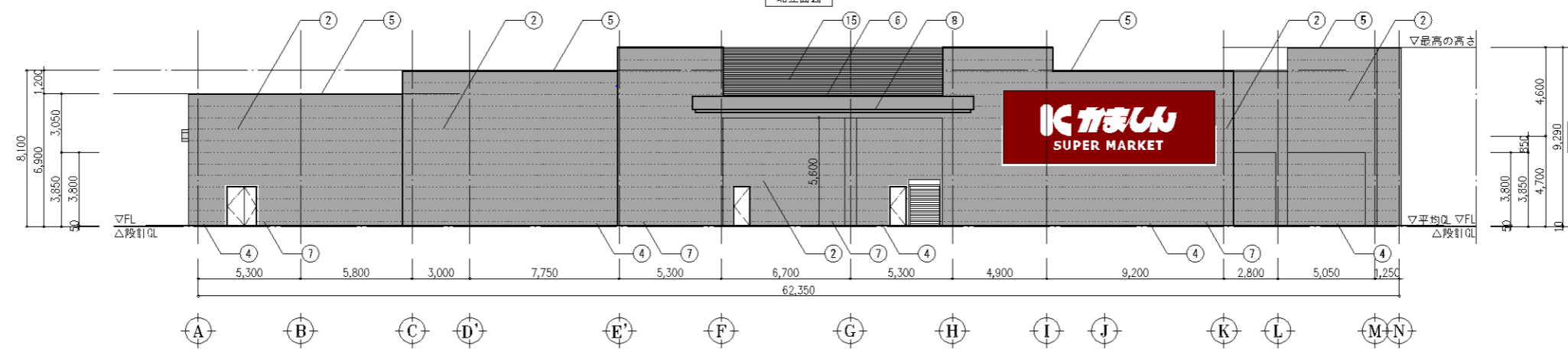
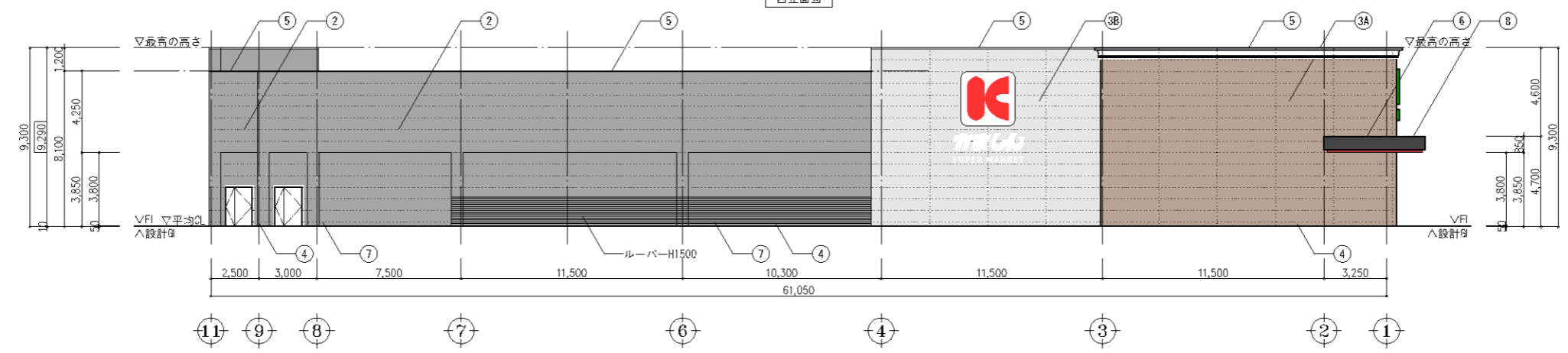
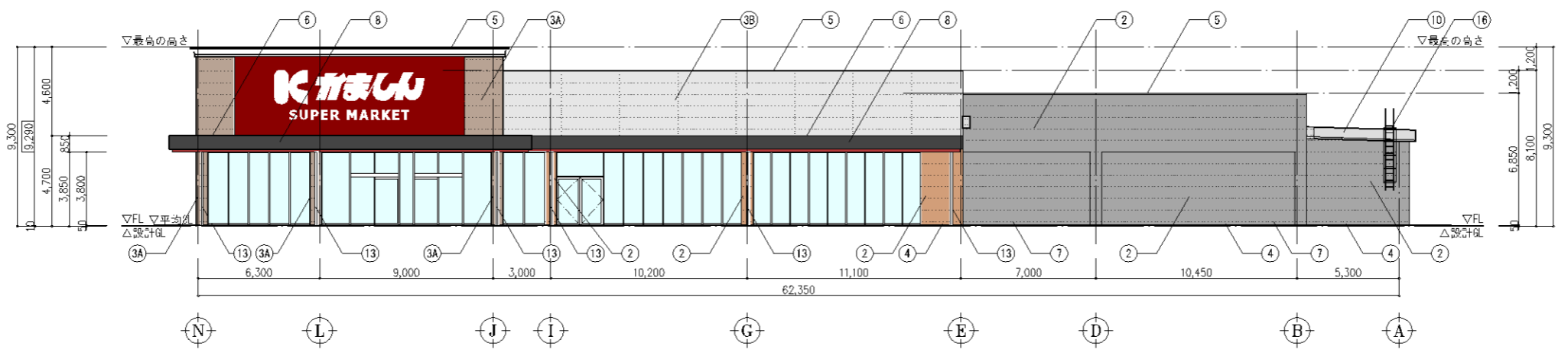
凡例

- ←写真No.1~5 : 写真撮影位置
- : 廃棄物等保管施設
- : 荷さばき施設
- : 従業員用駐車場

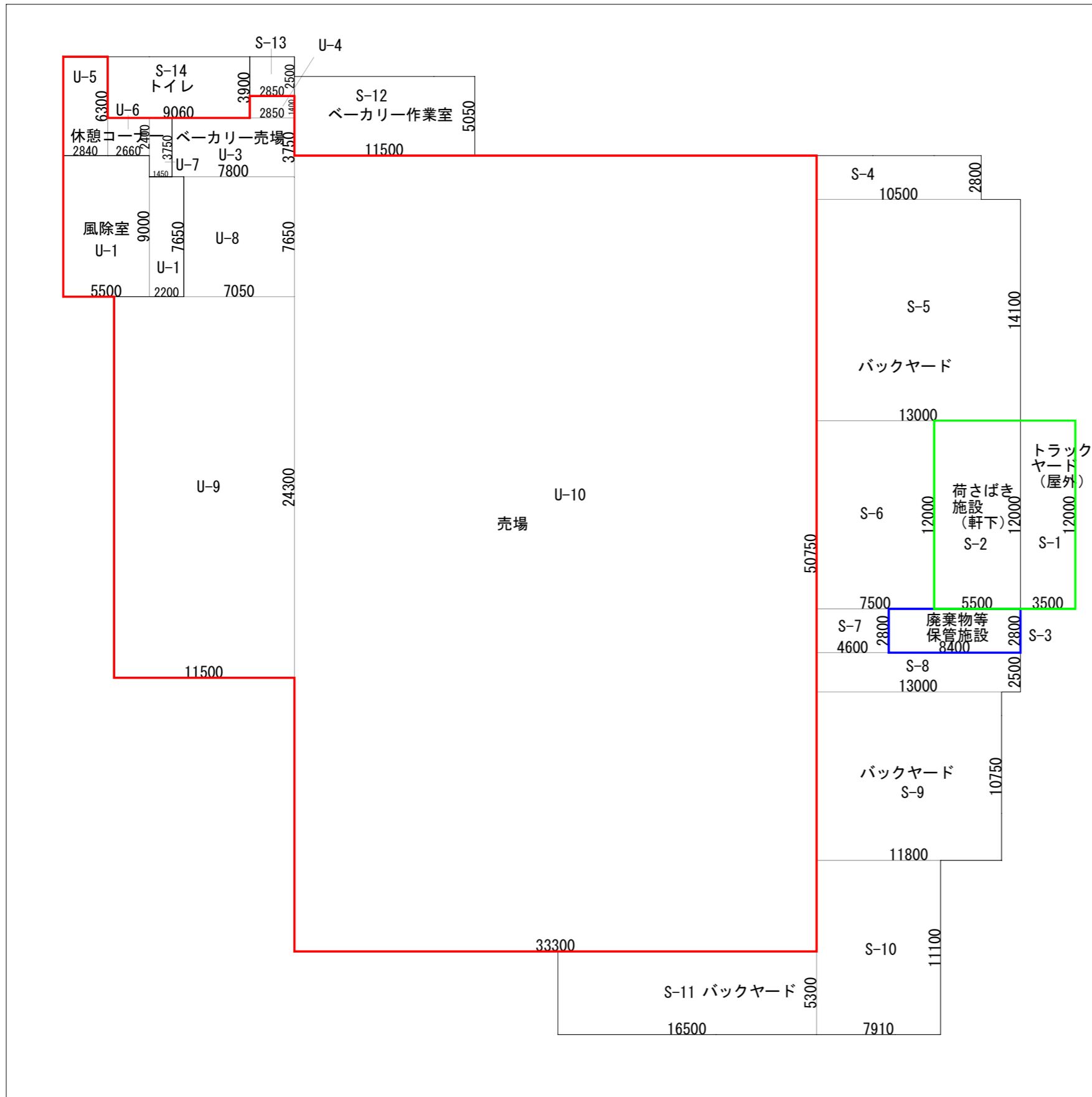
0 6 12 24 (m)

1/600





▽: 建築基準法の高さを示す。(池底面からの高さ)



各室面積算定表

部屋名	記号	計算式			
風除室	U-1	5.500 ×	9.000 =	49.50000	
	U-2	2.200 ×	7.650 =	16.83000	
ベーカリー売場	U-3	7.800 ×	3.750 =	29.25000	
	U-4	2.850 ×	1.400 =	3.99000	
休憩コーナー	U-5	2.840 ×	6.300 =	17.89200	
	U-6	2.660 ×	2.400 =	6.38400	
	U-7	1.450 ×	3.750 =	5.43750	
売場	U-8	7.050 ×	7.650 =	53.93250	
	U-9	11.500 ×	24.300 =	279.45000	
	U-10	33.300 ×	50.750 =	1689.97500	
売場合計				2152.64100	
トラックヤード(屋外)	S-1	3.500 ×	12.000 =	42.00000	
荷さばき施設(軒下)	S-2	5.500 ×	12.000 =	66.00000	
廃棄物等保管施設	S-3	8.400 ×	2.800 =	23.52000	
バックヤード	S-4	10.500 ×	2.800 =	29.40000	
	S-5	13.000 ×	14.100 =	183.30000	
	S-6	7.500 ×	12.000 =	90.00000	
	S-7	4.600 ×	2.800 =	12.88000	
	S-8	13.000 ×	2.500 =	32.50000	
	S-9	11.800 ×	10.750 =	126.85000	
	S-10	7.910 ×	11.100 =	87.80100	
	S-11	16.500 ×	5.300 =	87.45000	
	ベーカリー作業室	S-12	11.500 ×	5.050 =	58.07500
		S-13	2.850 ×	2.500 =	7.12500
	トイレ	S-14	9.060 ×	3.900 =	35.33400
施設部合計				840.23500	
延床合計				2992.87600	

廃棄物等保管施設容量

廃棄物等保管施設	S-3	23.520 ×	1.500 =	35.2800
廃棄物等保管施設容量				35.2800

荷さばき施設

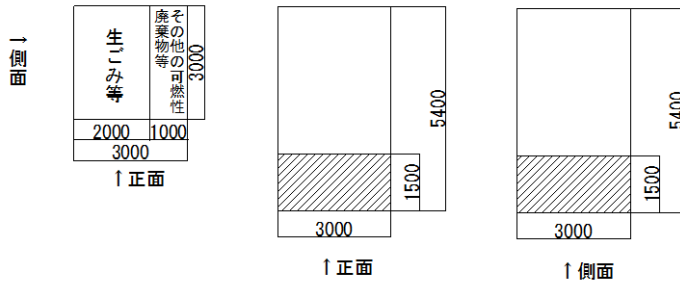
トラックヤード(屋外)	S-1	3.500 ×	12.000 =	42.0000
荷さばき施設(軒下)	S-2	5.500 ×	12.000 =	66.0000
荷さばき施設合計				108.0000

凡例

- : 店舗
- : 荷さばき施設
- : 廃棄物等保管施設

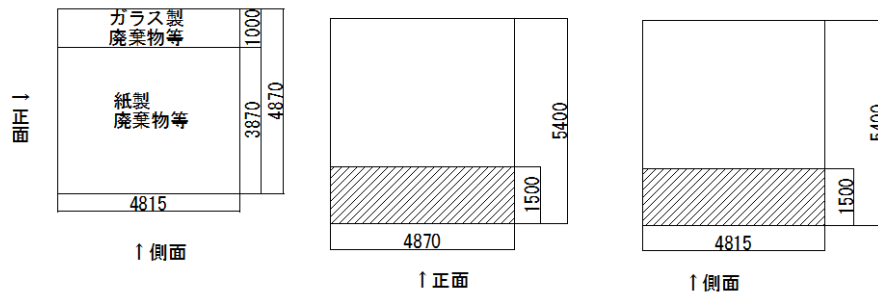


廃棄物等保管施設1



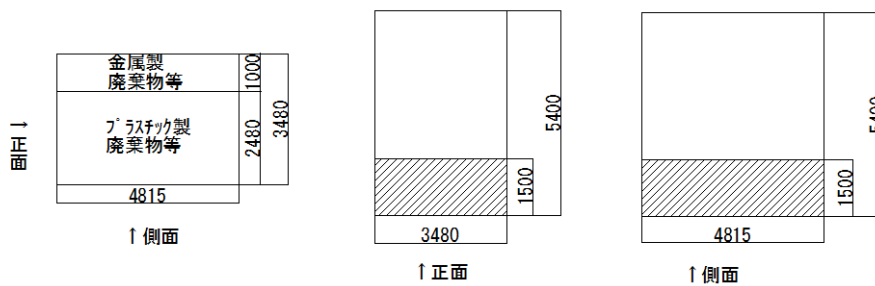
廃棄物等保管施設1	横	縦	高さ	計画容量	必要容量	店舗	併設
生ごみ等	2.000	3.000	1.5	= 9.0 m ³	> 1.95 m ³	(1.59 + 0.36)	
その他の可燃性廃棄物等	1.000	3.000	1.5	= 4.5 m ³	> 0.9 m ³	(0.74 + 0.16)	

廃棄物等保管施設2

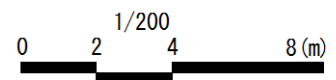


廃棄物等保管施設2	横	縦	高さ	計画容量	必要容量	店舗	併設
ガラス製廃棄物等	4.815	1.000	1.5	= 7.22 m ³	> 0.76 m ³	(0.62 + 0.14)	
紙製廃棄物等	4.815	3.870	1.5	= 27.95 m ³	> 13.19 m ³	(10.8 + 2.41)	

廃棄物等保管施設3



廃棄物等保管施設3	横	縦	高さ	計画容量	必要容量	店舗	併設
金属製廃棄物等	4.815	1.000	1.5	= 7.22 m ³	> 0.89 m ³	(0.73 + 0.16)	
プラスチック製廃棄物等	4.815	2.480	1.5	= 17.91 m ³	> 12.69 m ³	(10.4 + 2.32)	



面積表

項目		1 F	(単位：m ²) 合計
店舗面積	小売面積	2,152.641	2,152.641
	共用部分		
	小計	2,152.641	2,152.641
	a延床面積不算入面積		
	A店舗面積の合計	2,152.641	2,152.641
事業用	利用者同一		0.000
			0.000
	利用者別		
	B事業用合計		0.000
C施設	840.235	840.235	
延床面積 (A-a+B+C)	2,992.876	2,992.876	

(2) 店舗（出店予定地）及び周辺の写真

写真No.1
北側からの全景



写真No.2
西側からの全景



写真No.3
南からの全景



写真No.4
東からの全景



写真No.5
出入口 3 付近

